

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 2月 1日 ~ 平成31年 3月31日までの 3年間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 平成27年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年 8月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

#### <対策>

- 平成27年 6月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成27年 9月～ 相談員の研修
- 平成27年10月～ 相談窓口の設置について社員への周知